

(別紙) 令和7年度予算要求基準

1 予算要求基準の基本的方針

(1) 成果を意識したスクラップ・アンド・ビルドの徹底

事業評価対象事業は、その評価結果を適切に反映した事業内容とします。また、事業評価対象外の事業も事業費ならびに内容を精緻に点検し、事業の積極的な統廃合や事業費の最適化を検討します。

また、既存事業の思い切ったスクラップと斬新な事業のビルドの徹底を図るため、管理事業等を除き、相対評価による優先順位付けを行った上で、予算要求を行います。

今回の極めて厳しい収支見通しを踏まえ、財源が確保できない事業は、予算要求を認めないこととします。

なお、予算要求基準を達成していない部局は、相対評価等を基に、厳格に査定をします。ので、当該事業の部局は、関係団体等とは事前に調整をしておくこととします。

(2) 予算要求枠の設定

下記のとおり、部局単位で予算要求枠を設け、要求時における「選択と集中」を図ることとします。

①普通建設事業費を除く事業費

対象となる事業費の合計額（一般財源ベース）は、「前年比△15%」の予算要求枠を設定し、その枠内での要求とします。

②普通建設事業費

対象となる事業費の合計額（一般財源ベース）について、補助事業・単独事業ともに「前年比△10%」を上限額とします。

(3) 予算要求枠の対象外事業

市政推進のための「重点化事業の一部（新規事業分等）」、「政策的事業の一部（エコクリンプラザみやざき周辺環境整備等事業・公共施設長寿命化対策推進事業等）及び予算要求枠の設定が困難な「義務的経費」については、(2)の予算要求枠設定の対象外とします。

2 事業別要求基準

(1) 重点化事業〔A〕

①予算要求基準

重点プロジェクトに位置付けられる事業、行政運営改革（市役所改革推進プラン、公民連携、宮崎市DX推進方針）を推進するための事業及び防災・減災の強化を推進するための事業を以下のとおり、重点的に取り組む施策として位置付ける事業とし、積み上

げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とします。なお、予算要求については、新規事業及び継続事業の各事業単位で行うものとします。

②予算要求の対象となる事業

【1】重点プロジェクト事業

- ・力強い経済への挑戦
- ・自立し、支え合う社会づくり
- ・未来のまちづくり

【2】行政運営改革推進事業(市役所改革・公民連携・DX)

- ・市役所改革推進プランに基づく新規・拡充事業
- ・民間主導・行政支援による公民連携推進事業
- ・宮崎市DX推進方針に基づく新規・拡充事業

【3】防災・減災強化推進事業

- ・令和6年8月8日発生の日向灘を震源とする地震及び令和6年台風第10号の災害対応で得た知見をいかし、避難所の機能向上や津波等から命を守るための避難誘導の強化に加え、災害に備える意識醸成や避難訓練など、防災・減災への対策を強化推進する事業

③予算要求限度額

【新規事業】

予算要求限度額は設定しません。ただし、スクラップ・アンド・ビルド等により確保された財源の範囲内での要求とします。

【継続事業】

令和6年度当初予算額（一般財源ベース）から、15%減じた額とします。

(2) 政策的事業〔B〕

①予算要求基準

市政上、部局の重点施策に対応した事業など、当面の重要なプロジェクト等であって、緊急又は時限的な対応が必要であり、年度間の経費の増減が大きい事業、事業規模の大小に関わらず取り組む事業などに対応することとします。以下の事業について、予算要求限度額は設定せずに、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求額とし、予算編成過程の中で調整することとします。

②予算要求の対象となる事業

- 【1】エコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業
- 【2】公共施設長寿命化対策推進事業（「別途資料⑥」参照）
- 【3】事業評価を受けて、「稼ぐ事業」と認められた事業（対象事業は別途通知）
- 【4】「施設評価」結果に対応した事業
- 【5】新規事業評価で予算要求が認められた事業〔重点化事業〔A〕〕を除く事業
- 【6】新規システム開発、新規機器導入及び法令等の改正に伴うシステム改修事業

③予算要求限度額

予算要求限度額は設定しません。ただし、スクラップ・アンド・ビルド等により確保さ

れた財源の範囲内での要求とします。

(3) 公共投資関係事業〔C〕

① 予算要求基準

重点化事業又は政策的事業に対応するものを除く公共投資関係事業については、災害復旧事業、災害関連事業、継続費及び債務負担行為に基づく歳出化分等を除き、以下のとおり、一般財源ベースを基準とする予算要求限度額を設定します。

② 予算要求方法及び限度額

【1】 普通建設事業

a 補助事業・交付金事業、単独事業

令和6年度当初予算額（一般財源ベース）から10%減じた額を予算要求限度額とします。

b 国・県事業負担金

c 受託事業

上記、b・cに係る事業については、各事業における要求限度額は設定しませんが、令和6年度当初予算額（一般財源ベース）を上限額とし、事業費の合計額が、その枠内となるように要求することとします。

【2】 災害関連事業、災害復旧事業

a 災害関連事業については、所要額とします。予算要求限度額は設定しません。

b 現年補助災害復旧事業については、事業費ベースでの予算要求額を下記のとおり設定し、予算要求限度額設定の対象外とします。

・道路災害 1億円 ・公園災害 2,000万円 ・林業災害 1,000万円
・河川災害 5,500万円 ・農地災害 7,000万円

c 過年補助災害復旧事業で災害査定済みのものはその所要額とします。ただし、未査定のものに必要な経費を所要額とします。予算要求限度額は設定しません。

d 単独災害復旧事業については、事業費ベースでの予算要求額を下記のとおり設定し、予算要求限度額設定の対象外とします。

・道路災害 200万円 ・公園災害 1,000万円 ・林業災害 500万円
・河川災害 200万円 ・農地災害 1,500万円

(4) 義務的経費〔D〕

① 予算要求基準

義務的な負担を要することから、予算要求枠対象外として認められる経費については、予算要求限度額を設定せずに、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求額とし、可能な限り歳出の抑制を図ることとします。

② 予算要求の対象となる経費

【1】 人件費（特別職報酬、職員の給与費、共済組合負担金）

【2】扶助費（負担金・補助金等で社会福祉施設に措置を委託した場合の措置費等で扶助費的性格のものを含む。）

【3】公債費（一時借入利子及び地方債取り扱い手数料を含む。）

【4】特別会計繰出金等

③予算要求限度額

予算要求限度額は設定しません。ただし、扶助費については、中期財政計画の令和7年度試算額を上限額とします。

（5）一般行政事業〔E〕

①予算要求基準

一般行政事業（〔A〕～〔D〕以外の事業）については、施策の抜本的見直し等による歳出の縮減を図るとともに、重点化事業及び政策的事業への予算配分の重点化を図るため、以下のとおりとします。

②予算要求方法及び限度額

令和6年度当初予算額（一般財源ベース）から15%減じた額とします。
ただし、指定管理料については、指定管理料上限額の範囲において、指定管理者候補者から提案のあった令和7年度の年度協定予定額とします。

3 予算要求の限度額設定上の留意点

- （1）部局の予算要求方針については、重点化事業、政策的事業等について、十分考慮したものとしてください。
- （2）企業会計については、一般会計の予算要求基準に準じることとします。
- （3）特別会計において繰出金を充当する一般行政事業については、一般会計の予算要求基準に準じることとします。
- （4）予算要求限度額を設定した各区分間における要求額の調整は、原則、認めませんが、やむを得ず調整を必要とする場合は、財政課と協議してください。